

市立学校園の対応について

令和4年5月30日
神戸市教育委員会

市立学校園においては、感染防止対策の徹底を行い、学習活動や学校行事等を工夫しながら教育活動を継続し、児童生徒等の学びを保障していく。

1. 基本方針

- (1) 感染防止対策を徹底した上で、教育活動を継続する。
- (2) 感染リスクの高い教育活動については、さらなる感染症対策を行う。
- (3) 感染等により登校できない児童生徒や感染不安等により登校していない児童生徒に対しては、1人1台の学習用パソコンを活用したオンラインによる学習支援の実施等により、学びを保障する。

2. 感染防止対策の徹底

- (1) こまめな手洗いや換気を徹底する。
- (2) 児童生徒等も教職員も、毎日の登校園・出勤前の健康観察を徹底する。本人だけでなく、同居の家族に風邪症状がある場合も、登校園・出勤させず、自宅で休養させることを徹底する。
- (3) 給食及び昼食時は、以下の対応を徹底する。
 - ① 食事の前後の手洗いを徹底する。
 - ② 飛沫を飛ばさないよう、机を向かい合わせにしない、会話を控えるなどの対応をとる。
- (4) マスクの着用については、熱中症対策を優先するとともに、身体的距離や会話の有無等、場面に応じた対応を行う。

3. 学校活動

(1) 学習活動

① 音楽

- ・ 歌唱や合唱は、国の通知等を踏まえ、マスクを着用し児童生徒同士の間隔を十分確保すること等感染防止対策を徹底した上で行う。なお、練習時間は短くし、マスク着用により息苦しくなる場合は、児童生徒の体調に十分配慮し活動を中止する。
- ・ リコーダーや鍵盤ハーモニカ等の管楽器演奏についても、国の通知等を踏まえ、児童生徒同士の間隔を十分確保すること等感染防止対策を徹底した上で行う。
- ・ 常時換気をし、窓等を対角方向に開け、十分に換気を行う。

② 体育

- ・ 「児童生徒が密集する運動」、「近距離で接触する運動」「児童生徒が近距離で組

み合う運動」は、屋外で実施したり、少人数で行ったり時間や回数を絞る等、工夫して実施する。

- ・水泳授業については、一度に更衣する人数を減らしたり、プールに一斉に入る人数を減らすなど、感染防止対策・安全管理を徹底したうえで実施する。

③調理実習

- ・調理実習は、履修しなければならない内容に絞り、感染防止対策を徹底した上で行う。

(2) オンラインによる学習支援等

- ・学級閉鎖や感染不安等により登校していない児童生徒に対して、速やかにオンラインによる学習支援（オンラインによる個別面談・指導、授業ライブ配信、オンライン授業等）を実施し、きめ細やかに学習状況や健康状態の確認を行う。
- ・感染不安等により登校していない児童生徒が、原則、オンライン等による学習支援に参加する等、一定の要件を満たす場合には、「出席」の扱いとする。（神戸市に「緊急事態宣言」又は「まん延防止等重点措置」が適用されている期間を対象）

(3) 学校園行事等

- ・感染防止対策を徹底した上で修学旅行・校外学習、保護者が参加する学校園行事、運動会・体育大会・文化的行事（文化祭、音楽会等）の実施を可能とする。

(4) 部活動

①中学校・義務教育学校

- ・平日週4日間、各日2時間以内、土日いずれか1日、3時間以内とする。

②高等学校

- ・平日3時間程度、週休日5時間程度とする（準備や片付けを含む）。
- ・休養日を週当たり1日以上設定する。

③対外試合等（公式戦を除く）

- ・対外試合等を実施する際には、参加人数、移動方法などを十分検討する。

④合宿等、宿泊を伴う活動

- ・宿泊を伴う活動は、その効果を十分に検討した上で実施するものとし、感染防止対策が講じられている宿泊施設に限定する（学校での宿泊は不可）。

⑤公式戦

- ・高体連・高野連・中体連・文化関係連盟・中央競技団体等が主催する大会（その予選を含む）及び国民体育大会（その予選を含む）への参加にあたっては、感染防止対策の徹底を図る。

4. 心のケア等

- ・新型コロナウイルス感染症に起因する児童生徒等のストレス、いじめ、偏見等に関し心のケア等に配慮する。
- ・学校現場で感染症対策や児童生徒等の心のケアを最前線で支える教職員の精神面の負担を鑑み、教職員のメンタルヘルスにも十分配慮する。

5. 学校施設開放事業

- ・ 感染防止対策を徹底した上で利用を可とする。